

2023
4.1
改正

月形町公共交通バスマップ

問合せ先：月形町企画振興課地域振興係 ☎0126-53-2325

- お出かけの際に、自家用車を駐車してバスに乗り換えることができます！
※体育館前、月形役場、新富、札比内駅前(駅舎+札比内コミュニティセンター)の駐車場を利用ください！
- 札幌市へお出かけの際は、札沼線バス月形当別線または中央バス月形線が便利です！
- 詳しい路線図・時刻表は、町HPでも確認できます！

月形町市街地拡大図



[体育館前]周辺の駐車場



[月形役場]周辺の駐車場



[新富]周辺の駐車場



[札比内駅前]周辺の駐車場



凡例

バス路線	
	中央バス-月形線 【問合せ】北海道中央バス0126-22-1519
	ニューしのつバス-江別月形線 【問合せ】新篠津村0126-57-2111
	札沼線バス-月形当別線 【問合せ】下段モータース0133-23-2630
	札沼線バス-月形浦臼線 【問合せ】美唄自動車学校0126-62-7171
共通区間	
ハイヤー はーとハイヤー【予約・問合せ】0126-53-2088	
その他	
	駐車場
	観光地・飲食店など
	交通結節点

医療大学周辺詳細図



路線図・時刻表の詳細はこちら↓

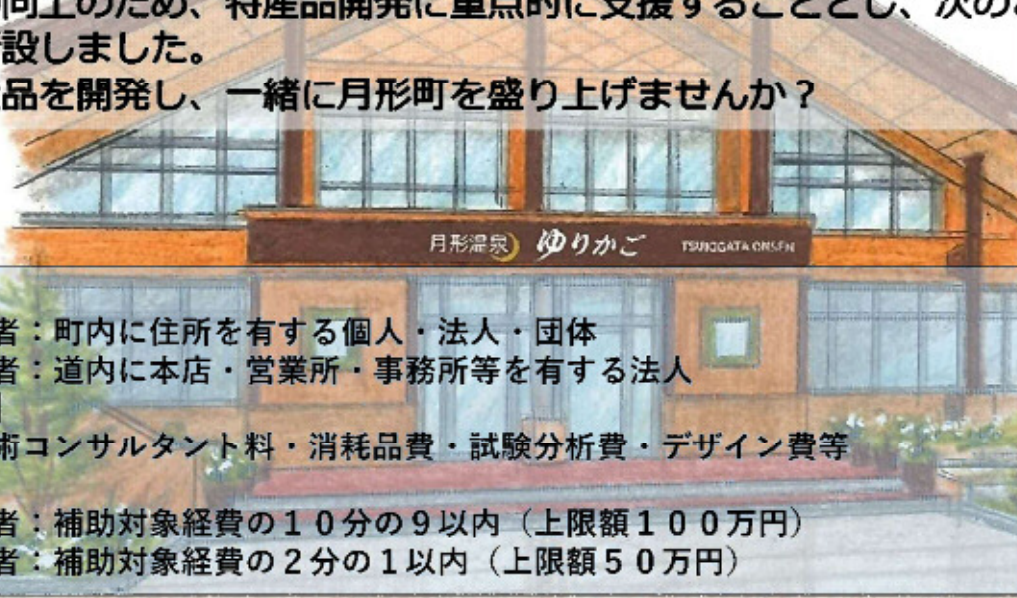


月形町道の駅オープンに向けた特産品開発を支援します

～月形町ふるさと特産品開発補助事業～

町では、令和6年秋に開業予定の「道の駅」の魅力向上、町の優れた地場産品の付加価値の向上のため、特産品開発に重点的に支援することとし、次のとおり補助事業を新設しました。

新たな特産品を開発し、一緒に月形町を盛り上げませんか？



【補助対象者】

- (1) 町内対象者：町内に住所を有する個人・法人・団体
- (2) 町外対象者：道内に本店・営業所・事務所等を有する法人

【補助対象経費】

原材料費・技術コンサルタント料・消耗品費・試験分析費・デザイン費等

【補助金額】

- (1) 町内対象者：補助対象経費の10分の9以内（上限額100万円）
- (2) 町外対象者：補助対象経費の2分の1以内（上限額50万円）

【補助対象事業】

- (1) 新たな産品の開発又は商品化に関するものであること。
- (2) 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること。
- (3) 開発した商品を納入することに確実性があること。
- (4) 販売予定価格及び販売価格が適正であること。
- (5) 町の特産品として定着することが期待されるものであること。



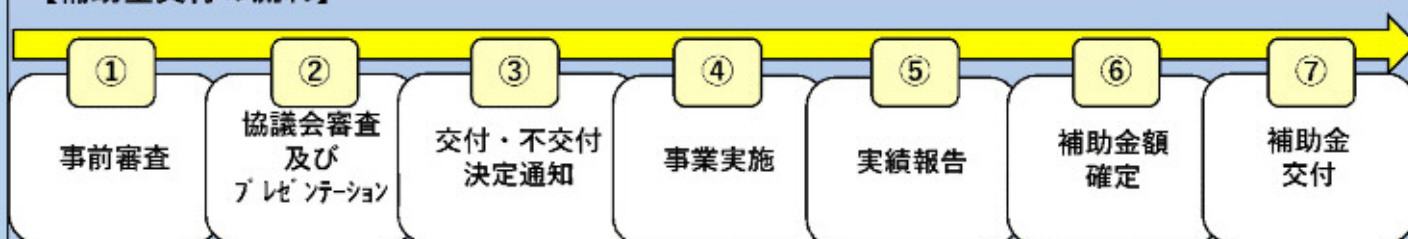
【受付期間】

- 第1回受付：事業実施年の4月1日から5月15日まで
- 第2回受付：事業実施年の9月1日から10月15日まで（第2回募集は予算状況による）

【交付決定方法】

- (1) 担当者による事前審査を行います。
- (2) 月形町ふるさと活性化運営協議会において、計画書の内容及び補助率の審査を行います。
なお、協議会委員に対し、申請者より計画書のプレゼンテーションをしていただきます。
- (3) 協議会の審査結果を踏まえて、町長が補助金の交付決定を行います。

【補助金交付の流れ】



【申請書類】

申請書の様式は、月形町ホームページからダウンロードすることができます。
URL：<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7569.htm>



※裏面もありますので、必ずご確認ください。

【補助対象経費に係る区分】

区分	経費の例示
(1) 原材料費	特産品の開発に直接使用する原材料等の購入に要する経費
(2) 技術コンサルタント料	特産品の開発に係る専門家からの専門的指導や助言に係る経費
(3) 消耗品費	特産品の開発に係る消耗品費
(4) 試験分析費	特産品の開発に係る専門機関等における調査、品質保証表示等を得るための費用、成分分析費等
(5) デザイン費	特産品の開発に係るパッケージ、ラベル等製作に要する経費
(6) その他	町長が必要と認める経費

- ※1 補助対象経費は、試作品の開発までを対象とします。
機械器具に要する経費は、リース料のみ対象とし、特産品開発に不可欠で申請者が直接使用するものとする。また、20万円以内を対象とします。
- ※2 次の経費は、補助対象外です。
販売に係る経費（広告宣伝費・パンフレット製作・什器備品購入費など）、人件費・旅費（交通費、日当、宿泊代等）及び食糧費。

【注意事項】

- (1) 補助対象経費となるのは、補助金の交付決定以降にかかった経費となりますので、補助金の交付決定前に支出された経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。
- (2) 補助金額について、町内対象者1事業者3年間で100万円までを上限、町外対象者1事業者3年間で50万円が上限となります。

本事業は3年間（令和5年度から令和7年度まで）の期限付き事業となります。

令和6年、月形町の新たな一歩となる「道の駅」の登録を、どうぞ、この機会に一緒に盛り上げましょう！
なお、申請には、事前審査がありますので、申請の前に事業内容・事業計画等を担当へご相談ください。
また、制度に関しての詳しい内容・申請方法については、お気軽にお問合せください。



【申込み・問い合わせ先】

〒061-0592 樺戸郡月形町1219番地
担 当：月形町役場企画振興課地域振興係 ☎：0126-53-2325（直通）
E-mail：chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町地球温暖化環境配慮行動指針

「令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現」に向け、町行政のみならず、事業者や町民の皆様と一体となった地球温暖化対策の取り組みを進めていくための指針として、「月形町地球温暖化環境配慮行動指針」を策定することといたしました。

《 推進にあたっての7つの視点 》

- 1 一人ひとりが学び、考え、行動する
- 2 環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる
- 3 北海道における環境問題の特性を踏まえる
- 4 体験を重視する
- 5 ライフステージに応じる
- 6 地域社会全体が共同して取り組む
- 7 いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ



《 日常生活における7つの環境配慮行動 》

- 1 エネルギーを節約・転換しよう！
 - 積極的に再エネ電気へ切り替えて、エコな暮らしをしましょう！
 - クールビズ・ウォームビズを実践しましょう！
 - 節電を心がけましょう！節水を心がけましょう！
 - 省エネ家電の導入を検討してみましょう！
 - 消費エネルギーの見える化に取り組んでみましょう！
- 2 二酸化炭素(CO₂)の少ない交通手段を選ぼう！
 - 自動車以外の移動手段を積極的に利用していきましょう！
 - 二酸化炭素排出量がゼロの自動車を利用しましょう！
- 3 サステナブルなファッションを！
 - 今持っている服を長く大切に着よう、長く着られる服を選びましょう！
- 4 二酸化炭素(CO₂)の少ない製品・サービス等を選ぼう！
 - 脱炭素型の製品・サービスの選択をしてみましょう！

- 5 太陽光/パネル付き・省エネ住宅に住もう！
 - 太陽光/パネルの設置を検討しましょう！
 - 省エネリフォーム窓や壁等の断熱/リフォームを検討してみましょう！
 - 蓄電池(EV・車載の蓄電池)等の導入・設置を検討してみましょう！

- 6 食品ロスをなくそう！
 - 食事を食べ残さないようにしましょう！
 - 食材の買い物や保存等で食品ロス削減の工夫をしてみましょう！

- 7 3Rに取り組まよう！
 - 使い捨てプラスチックの費用をなるべく減らしましょう！
 - マイバック・マイボトル等を使うようにしましょう！
 - ごみの分別処理・排出量を減らす工夫に取り組まよう！

※3R リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)

《 事業活動における5つの環境配慮行動 》

- 1 事業所内においては
 - 省エネ意識を高めていきましょう！
 - エネルギー消費量の削減に努めましょう！
- 2 事業所の建設時においては
 - 環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討しましょう！
 - 再生可能エネルギーの割合を高めましょう！
 - 車両台数の削減に努めましょう！
- 3 交通機関等の利用時や運送・配送時においては
 - 公共交通機関等を利用しましょう！
 - エコドライブを心がけましょう！
- 4 商品・サービスの製造・販売時においては
 - 可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供しましょう！
- 5 環境の視点を取り入れた経営においては
 - 従業員への環境配慮行動の浸透を図りましょう！
 - 地域と連携した良好な環境づくりを進めていきましょう！

月形町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

【基本方針】

温室効果ガスの排出要因である、「ガソリン、灯油、A重油、液化石油ガス、電気」の「使用量の削減」に重点的に取り組みします！

例)「太陽光発電」などの「再生可能エネルギー」の積極的な導入 など

月形町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき月形町の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の量の削減」等に関する計画である「地方公共団体実行計画(事務事業編)」を策定しました。

対象範囲	公共施設等 40施設、公用車等 43台
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)
計画期間	令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)まで(8年間)
削減目標	平成27年度(2015年度)比「50%」削減を目標とします。
対象燃料	ガソリン、灯油、A重油、液化石油ガス、電気
計画の見直し	概ね5年ごと



月形町は「COOL CHOICE(クールチョイス)」に賛同しています！

「COOL CHOICE」とは、日本が世界に誇る「省エネルギー、低炭素化の製品、サービス、行動」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す「国民運動」のことです。月形町は、「ゼロカーボンシティの表明」と併せて本運動に賛同する旨を環境省に報告し、町民や事業者の方などと連携しながら町全体として地球温暖化対策の取り組みができるよう普及啓発に努めていくことといたしました。なお、「賢い選択」とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量の削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で選択していく取り組みのことをいいます。



月形町は、「令和32年(2050年)」までに「温室効果ガス」の排出を実質ゼロにすることを目指します！～ゼロカーボンシティ宣言



月形町は、令和4年3月開催の町議会定例会における「令和4年度町政執行方針」の中で町民や地域、事業者の皆さまと一体となって連携・協働しながら「2050年までに「二酸化炭素の実質排出量ゼロ」を目指す(「ゼロカーボンシティ」に挑戦する。)」ことを表明しました。

ゼロカーボンシティとは？



環境省では、「2050年までに二酸化炭素(CO₂)の排出量を実質ゼロにすることを旨とする(脱炭素化)を、首長もしくは地方公共団体から公表した都道府県または市町村」のことを「ゼロカーボンシティ」とし、地方公共団体への支援を強化する旨を発表しています。

《 月形町の目指す方向 》

町民一人ひとりが参加し、協力しながら持続可能な社会を築いていくため環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを目指していきましょう！

地球温暖化の対策には「日常生活」や「事業活動」における「行動」を変えていくことが不可欠です。合言葉は「できることから始めよう！」です。この「できることから始めよう！」・・・暮らしを「脱炭素化」するアクションのことを「ゼロカーボンアクション」といいます。

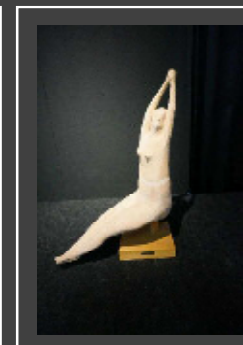
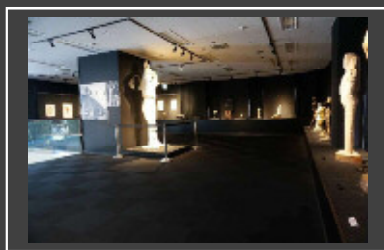
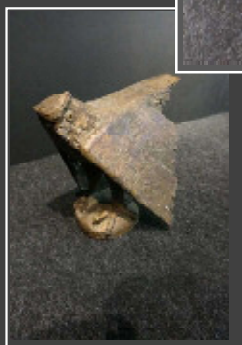
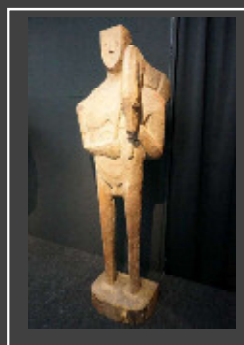
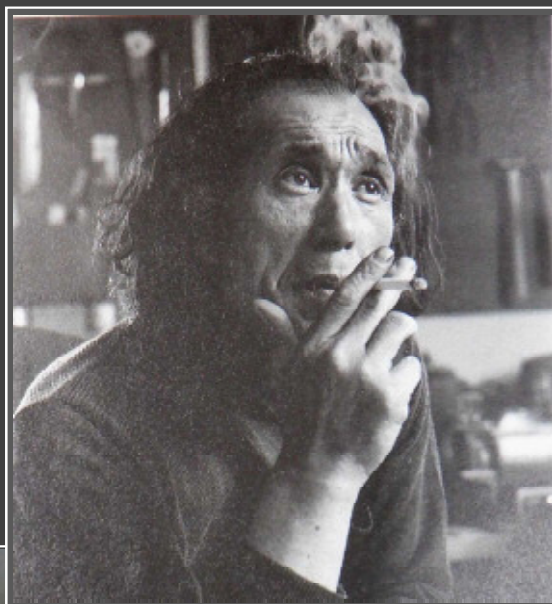
「脱炭素化」って何？

地球温暖化の原因となる代表的な「温室効果ガス」である「二酸化炭素」の排出量を「実質ゼロ」にしようという取り組みのことです。「実質ゼロ」とは「温室効果ガス」の排出量が森林や植物などの吸収量を超えないようにすることをいい、「二酸化炭素」の排出が「実質ゼロ」になった社会のことを「脱炭素社会」といいます。

月形樺戸博物館

彫刻家・本田明二ギャラリー新設

4月22日(土) 午前10時オープン



月形樺戸博物館の一角に「本田明二ギャラリー」を新設します。彫刻家・本田明二は月形町出身。北海道の彫刻界を牽引した作家で、旭川にあるスタルヒン球場のスタルヒン像の石膏原型をメインに、木彫やブロンズ、テラコッタ、デッサンなどの作品を展示します。4月22日(土) オープン当日は、博物館入館料無料としますので、樺戸集治監の歴史とあわせて、本田明二ギャラリーをぜひご覧ください。

- 開館日 4月22日から11月30日まで(無休)
- 休館日 12月1日から3月19日まで
- 入館料 一般300円、高校大学生150円、小中学生100円
(月形樺戸博物館の入館料でご覧いただけます。)
- 開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

< 住所：樺戸郡月形町1219番地(役場敷地内) 電話：0126-53-2399 >